

文化審議会第5期博物館部会（第1回）

議 事 次 第

日 時：令和5年8月25日（金）14：00～16：00

場 所：文部科学省旧庁舎第2会議室

議 題：

1. 部会長の選任等
2. 学芸員の在り方について
3. 登録制度の広報・プロモーションについて
4. その他

資 料：

- 資料1 文化審議会関係資料
- 資料2 文化審議会博物館部会関係資料
- 資料3 博物館部会における当面の検討事項
- 資料4 学芸員の在り方についての検討の方向性
- 資料5 登録制度の広報・プロモーションについて
- 資料6 今後のスケジュール（予定）

参考資料1 「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」及び「博物館法施行規則の一部を改正する省令」の交付について（令和5年2月10日付文化庁次長通知）

参考資料2 博物館DXの推進に関する基本的な考え方

参考資料3 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年文部科学省告示第165号）

文化審議会

資料1

令和5年4月

・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

・博物館の振興に関する事項の調査審議

文化経済部会

・文化と経済の好循環に関する調査審議

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題小委員会

・国語に関すること

日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

基本政策小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題等に関すること

法制度小委員会

・著作権法制度の在り方等に関すること

国際小委員会

・国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関すること

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

第六専門調査会

・生活文化(食文化を含む)に関すること

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の²権限に属させられた事項の処理

第 2 3 期文化審議会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

おおた しょうぞう 太田 勝造	明治大学法学部教授
くろだ りゅうじ 黒田 龍二	神戸大学名誉教授
こうの やすこ 河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
さくらい えいじ 櫻井 英治	東京大学大学院教授
さとう まこと 佐藤 信	東京大学名誉教授，横浜市歴史博物館長，くまもと文学・歴史館長
しまたに ひろゆき 島谷 弘幸	独立行政法人国立文化財機構理事長，九州国立博物館長
しまだ のりこ 島田 徳子	武蔵野大学グローバル学部教授
たかくら ひろき 高倉 浩樹	東北大学教授
たかべ まきこ 高部 真規子	弁護士
ちやえん しげき 茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
なかえ ゆり 中江 有里	俳優・作家・歌手
にしおか ようこ 西岡 陽子	元大阪芸術大学教授
はまだ まり 浜田 麻里	京都教育大学教授
まつだ あきら 松田 陽	東京大学准教授
みやざき のりこ 宮崎 法子	実践女子大学名誉教授
もりやま たくろう 森山 卓郎	早稲田大学文学学術院教授
わたなべ としゆき 渡辺 俊幸	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会理事，洗足学園音楽大学客員教授

※任期は令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会概要

1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

2. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 文化芸術基本法、展覧会における美術品損害の補償に関する法律、著作権法、文化財保護法、文化功労者年金法等の規定に基づき、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3. 構成

- (1) 委員30人以内、任期1年(再任可)
- (2) 次の4つの分科会を設置する。

名称	主な所掌事務
国語分科会	・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること
著作権分科会	・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること
文化財分科会	・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること
文化功労者選考分科会	・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会に、必要に応じて部会を設置する。

4. 最近の主な答申

- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)について」(平成27年4月16日)
- 「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」(平成28年11月17日)
- 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成29年12月8日)
- 「文化芸術推進基本計画(第1期)について」(平成30年2月16日)
- 「授業目的公衆送信保証金の額の認可について」(令和2年12月)
- 「博物館法制度の今後の在り方について」(令和3年12月)
- 「文化芸術推進基本計画(第2期)について」(令和4年3月1日)

文化審議会関係法令

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

（文化審議会）

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
- 四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 五 文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五百三十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則

（文化審議会の所掌事務の特例）

- 3 文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

○文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

（組織）

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所	掌	事	務

国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五條第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四條第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百五十三條の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六條 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2

6

(議事)

- 第七條 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

- 第八條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第九條 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

(雑則)

- 第十條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 文化財分科会は、第五條第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令 (平成十二年政令第二百八十一号) 第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

(総則)
第一条 文化審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇いとまがなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(分科会)

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分科会	事項
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。)
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四項及び著作権等管理事業法(平成十二年法律第三百三十一号)第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること(特に重要な事項を除く。) 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五百三十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項については分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。)が審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。)に諮って定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならぬ。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

- 第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

- 第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

文化審議会の会議の公開について

(平成23年 6月1日文化審議会決定)

(平成30年10月1日文化審議会改定)

文化審議会の会議の公開については、文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化審議会決定)第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - (1) 会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 文部科学省設置法(平成11年法律第96号)第21条第1項第5号に掲げる事項に関する案件(ただし、文化芸術基本法第7条第3項に係る案件を除く。)
 - (3) 上記のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。)までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁(以下「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

8. 会議資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

9. 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(その他)

11. このほか、本審議会に置かれる分科会及び部会における議事の公開については、各分科会及び部会において決定するものとする。

博物館部会の設置について

令和5年4月18日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に博物館部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 博物館の振興に関する事項について
- (2) その他

3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

第5期博物館部会委員

(令和5年4月)

(正委員)

島谷 弘幸 独立行政法人国立文化財機構 理事長、九州国立博物館長

(臨時委員)

井上 由佳 明治大学准教授、ICOM-ICTOP メンバー

鬼木 和浩 横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課長 (主任調査員)

片岡 真実 森美術館 館長

佐々木 秀彦 アーツカウンシル東京 企画部企画課長

橋本 麻里 美術ライター

佐久間 大輔 大阪市立自然史博物館 学芸課長

錦織 一臣 葛西臨海水族園園長

半田 昌之 公益財団法人日本博物館協会 専務理事

平井 宏典 和光大学 教授

廣安 ゆきみ READYFOR 株式会社 文化部門リードキュレーター

文化審議会博物館部会運営規則（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会博物館部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会博物館部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

文化審議会博物館部会の会議の公開について（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）

文化審議会博物館部会の会議の公開については、文化審議会博物館部会運営規則（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会決定）第2条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 部会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

9. 議事録は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

博物館部会における当面の検討事項

1. 新たな登録制度の推進

- ・登録施設、指定施設の登録推進方策
- ・登録制度の活用による信用と認知度の向上

2. 学芸員制度の在り方に係る制度的検討

【養成】・「学芸員養成の充実方策について」、「博物館実習ガイドライン」の改定

- ・審査認定の見直し

【活用】・優れた資質を有する学芸員の認証のあり方

- ・人材バンクの設置と人材交流

3. 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正

4. その他

来年度の博物館部会における検討事項(案)

- 「博物館の設置及び運営上望ましい基準」の在り方について
 - ・ 改正博物館法や ICOM における博物館の定義の見直し、博物館 DX に係る基本的な考え方等を踏まえ、2011 年に制定した文部科学省告示の在り方について

- 学芸員制度の今後の在り方に係る検討(中長期的な課題として)
 - ・ 学芸員等博物館専門職員の研修など資質向上策について
 - ・ 他の参考となる資格制度(認定社会福祉士、認定医療ソーシャルワーカー等)との比較検討について

- 必要に応じて、改正博物館法施行のフォローアップについて

- その他

博物館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 二 登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めないという非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。また、登録後の博物館の運営状況について、定期報告等を通じ、博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るための支援を行うこと。
- 三 博物館の中核的職員である学芸員については、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。

四 博物館の活動や経営の向上においては、責任者として事業や業務に十分な見識を持つ館長の果たす役割が重要であることから、学芸員で高度かつ専門的な知見を有する者の登用や研修等の実施を通じ継続的にその専門性の向上を図るなど、館長としての職責を十分果たすことのできる環境の整備に努めること。

五 これからの博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されることから、国立博物館を中核として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。

六 博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・設備の老朽化への対応も求められる中、従来担ってきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な役割を担う博物館の更なる振興を図るため、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たっては、社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づき、博物館の多様性を尊重すること。

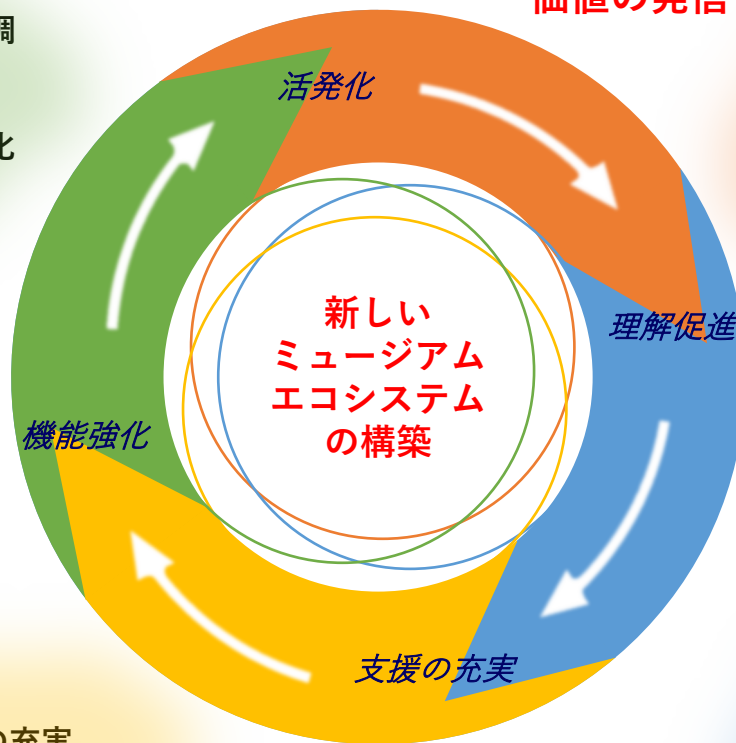
新たな登録制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環

博物館 活動の充実

- ・ 基本的機能（収集・保管、公開、調査研究）の強化
- ・ 教育普及、広報活動の充実
- ・ 多様な関係機関との連携による文化観光やまちづくり
- ・ 国際交流等

博物館の多様な 価値の発信

- ・ 館の使命や運営基準の明確化
- ・ デジタルアーカイブによる資料公開
- ・ 博物館評価の実質化
- ・ 社会的・経済的価値の見える化
- ・ 成果や自己評価、多様な価値の積極的な情報発信



博物館の 経営基盤強化

- ・ 運営体制・施設設備の充実
- ・ 寄付・寄贈の増加
- ・ ボランティア・外部人材の充実
- ・ 予算、税制優遇等

博物館に対する 評価の向上

- ・ 地域の活力の向上（都市・地方再生、地域の魅力や住民の幸福度の向上等）
- ・ 地方自治体や企業等の設置団体、地域住民の肯定的な評価の獲得

施設（博物館）

- 第1回** ・登録制度の活用による信用と認知度の向上
（ロゴマークの付与、一斉無料日の設定等）
- 第2回** ・「博物館の設置、運営上の望ましい基準」の改正
（DX、地域連携、コレクションマネジメント、研修等）

国（文化庁）
改正博物館法

支援

支援

支援

人材（学芸員）

（学芸員養成）

- 第1回** ・審査認定の見直し
- 第2回** ・学芸員養成課程の充実
「学芸員養成の充実方策について」及び「博物館実習のガイドライン」の改訂

（人材活用）

- 第1回** ・人材バンクの設置と人材派遣
- 第2回** ・優れた資質を有する学芸員の認証 他制度例の比較

理解、満足

利用者

投資等

資金（収益・寄付）

- 第3回** ・経営基盤強化

学芸員の在り方についての検討の方向性

1. 学芸員に関する課題

課題

文化芸術推進基本計画(第1期)

「学芸員については、美術館、博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている」

これまでの博物館部会を通じて得られた課題

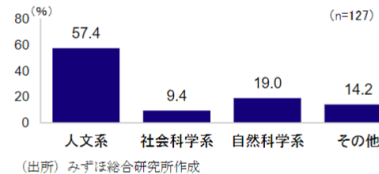
養成課程における課題

- 2008年の改正により9科目19単位に増加した学芸員養成課程の単位について、カリキュラムポリシーが曖昧で養成される学芸員の質にばらつきがある
- 養成課程が人文系に偏っている
- 学芸員に求められる役割の多様化に現行の養成課程が対応できているかどうか不明確
- 博物館実習のうち学外実習について、受け入れ先博物館が少なく、学習のばらつきが大きい
- 放送大学など、多様な資格取得方法への対応
- 資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ない

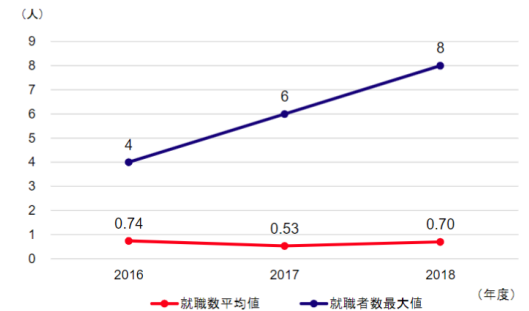
現職学芸員における課題

- 専門的職員としての任用・位置づけの不明確さ
- 非常勤学芸員の増加による技術や知識の継承不全
- 経営基盤が脆弱な中で増員が難しく、求められる多様な能力を持った人材確保が属人的な課題になる
- 人員体制の脆弱化により、研修など資質向上の機会も得難い
- 高度な資質や経験を認める制度がなく、自発的な能力向上や処遇等の改善が進まない

図表 33 実習履修学生の所属学部系統 (Q18)



図表 37 博物館等関連施設就職者数 (2016~2018 年度) (Q16)



2. 学芸員資格の取得について

博物館法第5条第1項第1号、第2号

大学に2年以上在学し、
62単位以上修得

学芸員養成課程
〔所定科目を修得〕

学士の学位を
取得

短期学士の学位を
取得

学芸員補としての
勤務経験3年以上
(社会教育主事、司書 等)

博物館法第5条第1項第3号

博物館法施行
規則第5条

- ・大学院に入学できる者
- ・大学に2年以上在学、62単位以上を修得し、博物館資料関係実務の経験が2年以上の者

〔社会教育主事、司書、教育委員会、学校、社会教育施設 等〕

等

試験認定
〈法定8科目〉

博物館資料関係実務
の経験1年以上

文部科学大臣が
認定

博物館法施行
規則第9条

- ・修士若しくは博士の学位等を有し、博物館資料関係実務の経験が2年以上の者
- ・大学で博物館に関する科目を2年以上教授し、博物館資料関係実務の経験が2年以上の者
- ・次に該当し都道府県教育委員会の推薦する者
 - －学士の学位を有し、博物館資料関係実務の経験が4年以上の者
 - －大学に入学できる者で、博物館資料関係実務の経験が8年以上の者

審査認定
〈書面審査+面接〉

学芸員資格を取得

省令改正で対応済

①試験認定の意義と頻度について（施行規則第4条）

試験認定の仕組みは、あくまでも大学における学修を補完するものであり、頻度は隔年としつつも、取得する機会を失う人が出ないように配慮することとした。

②選択科目の廃止（施行規則第6条第3項）

文化史や美術史、物理、化学などの選択科目については、今日の博物館の在り方が極めて多様化している中で、受験させる意義が相対的に乏しくなっていることから、受験を求めないこととした。

確認事項

○審査認定の実質化

現在、審査認定は、受験生の学識及び業績を審査するための書面審査と、意欲や態度について審査する面接審査から構成されているところ、他の取得プロセスとのバランスを考慮し、学芸員に必要な能力・資質を認定する書面審査に一本化することとしてはどうか。

課題

約70年ぶりに改正された博物館法に関する議論では、ICTの発達普及を背景としたデジタルアーカイブの活用にあわせ、文化観光による文化資源の価値を深く理解する利用者の拡大等、利用者の裾野を広げながら国民の創造活動支援を行うことなど、地域の文化拠点として、多様化、高度化した新しい役割や機能が示された。



これらの役割を果たすための技術や知識を持った人材の不足が大きな課題。新しい取り組みを進めるための多様な専門人材（ミュージアムプロフェッション）の確保と学芸員の質の向上が求められる。

文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」(令和3年12月20日)

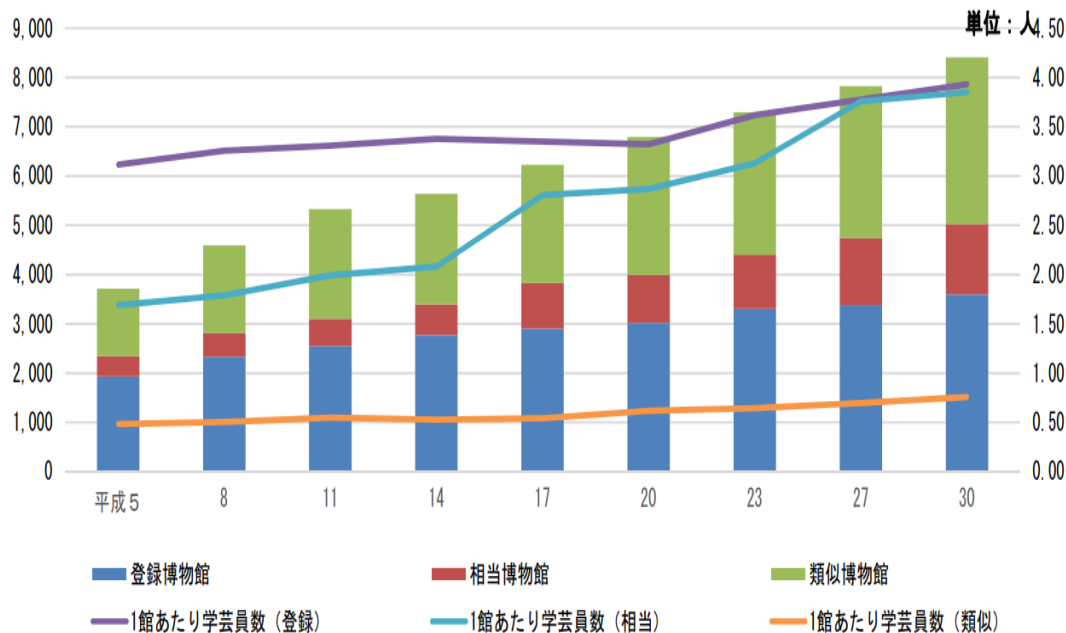
海外の博物館においては、いわゆるキュレーターとは別に、例えば、保存・修理（コンサーベーター、レストアラー）、作品履歴管理（レジストラー）、教育普及（エデュケーター）等の専門的人材による分業体制を取ることで、それぞれの専門性を活用している。さらに、館種に応じた様々な専門的人材も配置されている。また、情報化社会への対応や持続的な活動と安定した経営を推進するため、デジタル化やマーケティング、ファンドレイジング等に関する専門的人材の配置も検討される。これからの博物館が、多様化・高度化する役割を果たしていくためには、その役割に応じた専門的人材の確保が必要。

博物館法の一部を改正する法律の公布について(通知)令和4年4月15日文化庁次長通知抜粋

7 第3条第3項において「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする」と規定するうちの

- ① 「その他の活動」には、**まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動**を含み、
- ② 「地域の活力の向上」には、**地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等**の地域が抱える様々な課題を解決することを含むこと。

学芸員数の推移



1館あたり学芸員数	平成20年	平成30年
登録博物館	3.33人	3.93人
指定施設	2.88人	3.85人
類似施設	0.62人	0.76人

(出典) 令和元年度博物館総合調査(公益財団法人日本博物館協会)

自館が抱える課題	回答した館
外国人向けの対応	84.5%
ICTを利用した新しい展示方法の未導入	80.6%
財政面の厳しさ	79.0%
施設設備の老朽化	75.2%
職員数の不足	73.2%

論点

博物館における多様な専門人材の確保及び育成への方策として、「人材バンク事業」を検討してはどうか。

事業イメージ

事業スキーム① 学芸員リスト化と資質向上

博物館の人材養成を促進するため、

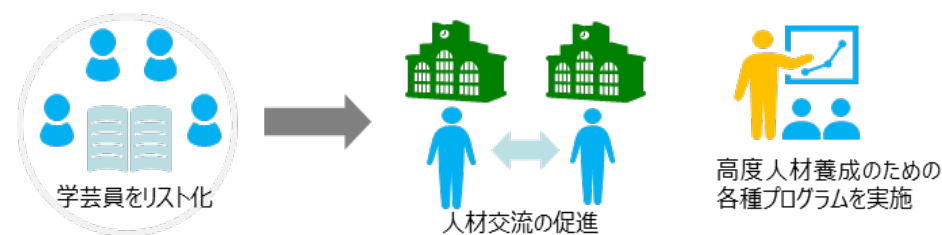
- ・全国で特徴的な取組を実施・企画したことがある学芸員をリスト化し、学芸員人材バンク制度を創設
- ・人材バンクの学芸員に対して、人材交流・研修・コーチング等を実施することで、新たな博物館のより専門性と高度化した事業に対応できる高度人材学芸員を育成するモデル事業を実施

事業スキーム② その他専門人材の派遣

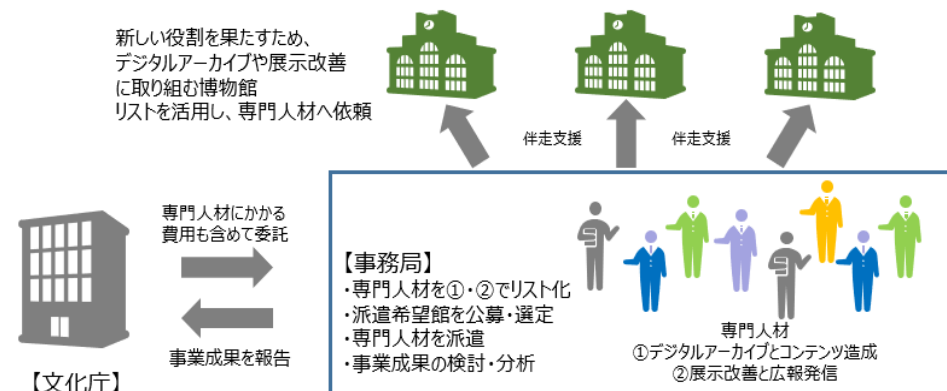
上記に加え、博物館に求められる以下業務の課題解決のために、専門性を備えた高度専門人材もリスト化し、博物館に派遣

- ・博物館におけるデジタルアーカイブの作成やDX、資料の価値や魅力を伝えるためのコンテンツ造成の専門人材（デジタルアーキビスト、コンテンツクリエイター等）
- ・展示や広報発信の改善を行うための専門人材（展示制作者、広報人材、ライター、放送作家等）
- ・博物館の経営基盤の強化を行える専門人材（ファンドレイザー、マーケター等）
- ・国際交流員や翻訳者（トランスレーター）

事業スキーム案①



事業スキーム案②

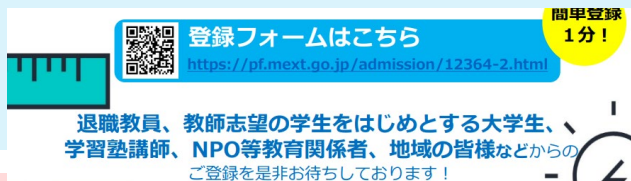


※デジタルアーキビスト：著作権・肖像権・プライバシー等の権利処理を行い、デジタル化の知識と技能を持ち、収集・管理・保護・活用・創造を担当できる人材

多様な人材を必要とする業界において、共同して人材バンクを設立して流動性を高めることにより、人材の確保の課題解決に取り組んでいる例がいくつか存在する。

○学校・子供支援サポーター人材バンク（文部科学省）

学校では、教師として働く方や、子供たちへの学習指導や様々な支援のほか、教育環境の整備や事務作業を行っていたく支援スタッフの方々を必要としており、人材バンクの登録者の中から探すことが可能。子供の学習支援や個別の学習サポートのほか、ICTが得意な方は、学校と家庭をICT等でつなぐサポート、簡単な事務作業等のサポート。



○NPO法人文化財保存支援機構

1. 文化財保存修復活動

文化財の修復依頼に対し、中核メンバーである専門家が、日本全国の会員の中からもっとも条件に合う技術者や工房を選定し監修。

2. 保存修復相談

文化財所有者の「修復や保存方法について、どこに相談したらよいか分からない」という悩みに対し、保存方法をアドバイスするほか、適切な技術者を紹介するなど情報提供。

○こうちミュージアムネットワーク

高知県における研究・保存・展示・公開を行う文化施設や文化行政機関において情報共有、共通問題の検討・協議を通して職員の資質向上を図っている。会員は71機関（民営の博物館、図書館、NPO法人、寺院、行政なども含み、分野も、歴史、民俗、美術、文学、動植物、科学など多彩。

事務局の高知城歴史博物館では、歴史資料の保存や管理、取り扱い方について個人や団体の方々を対象にした相談窓口を開設し、資料保存の専門家がアドバイス。

○ICT教育アドバイザー事業（文部科学省）

自治体や教育委員会等を対象に、専門的な知見を持つICT活用教育アドバイザーが、1人1台端末の効果的な活用等、教育の情報化を進める際の疑問や相談に対応。

GIGAスクールサポーター、ICT支援員等学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、自治体に対し、人材の紹介・派遣等を行っている事業者等に関する情報提供



以下、参考

文化審議会における審議の経過

2019年度	11月 8日	博物館部会第1期 (第1回)	総論 博物館制度に関する検討の論点
	12月 9日	博物館部会第1期 (第2回)	地方博物館 地方博物館の現状と支援
	1月17日	博物館部会第1期 (第3回)	学芸員制度① (学芸員養成制度の現状と課題)
2020年度	6月26日	博物館部会第2期 (第1回)	コロナ禍における博物館の現状や対策
	7月28日	博物館部会第2期 (第2回)	ポストコロナの時代における博物館振興の在り方
	9月 3日	博物館部会第2期 (第3回)	学芸員制度② (学芸員等に対する研修の現状と課題)
	11月5日	博物館部会第2期 (第4回)	学芸員制度③ (博物館に求められる現代的課題とその実行体制)
	1月13日	博物館部会第2期 (第5回)	博物館の現代的課題に対応した法制度の在り方
	持ち回り	博物館部会第2期 (第6回)	法制度の在り方に関するWG設置
	2月9日	法制度WG (第1回)	制度の方向性と主要な論点① (登録制度)
	2月24日	法制度WG (第2回)	制度の方向性と主要な論点② (登録制度)
	3月5日	法制度WG (第3回)	制度の方向性と主要な論点③ (登録制度/学芸員制度)
	3月24日	博物館部会第2期 (第7回)	これからの博物館に求められる役割/WG中間報告
2021年度	4月13日	法制度WG (第4回)	制度の方向性と主要な論点④ (学芸員制度)
	5月14日	法制度WG (第5回)	制度の方向性と主要な論点⑤ (学芸員制度)
	5月28日	博物館部会第3期 (第1回)	これからの博物館法制度の在り方① (WG中間報告)
	7月30日	文化審議会	審議経過報告
	8月 5日	法制度WG (第6回)	関係団体へのヒアリング①
	8月11日	法制度WG (第7回)	関係団体へのヒアリング②
	8月16日	文化審議会	文部科学大臣からの諮問
	9月 7日	法制度WG (第8回)	ヒアリングを踏まえた検討①
	9月21日	博物館部会3期 (第2回)	これからの博物館法制度の在り方②
	9月30日	法制度WG (第9回)	ヒアリング等を踏まえた検討②
	11月11日	法制度WG (第10回)	審議のまとめ(案)の検討①
	11月30日	法制度WG (第11回)	審議のまとめ(案)の検討②
	12月8日	博物館部会3期 (第3回)	答申(案)について
	12月20日	文化審議会	文部科学大臣への答申
2022年度	5月20日	博物館登録制度、博物館登録基準の策定に向けた基本的な考え方	
	6月28日	デジタルアーカイブ、登録のインセンティブ 博物館資料のデジタルアーカイブ化、博物館の登録・指定に関するインセンティブ	
	7月29日	学芸員制度、学芸員の養成・研修の在り方	
	2月13日	博物館DXの推進に関する基本的な考え方(案)について、博物館法施行規則の改正について、 来年度以降の検討事項について	

1年目→ **若手** 5年目→ **中堅** 10年目→ **中間管理職** 20年目→ **館長クラス** 30年目

「文化をつなぐミュージアム」研修

- ・開催: 令和5年12月上旬 2日間
- ・定員: 300人
- ・対象: 設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関する者
- ・内容: デジタル化、PPP/PFI、広報、発信と交流、観光、国際化、ネットワークなど「文化をつなぐミュージアム」等に焦点

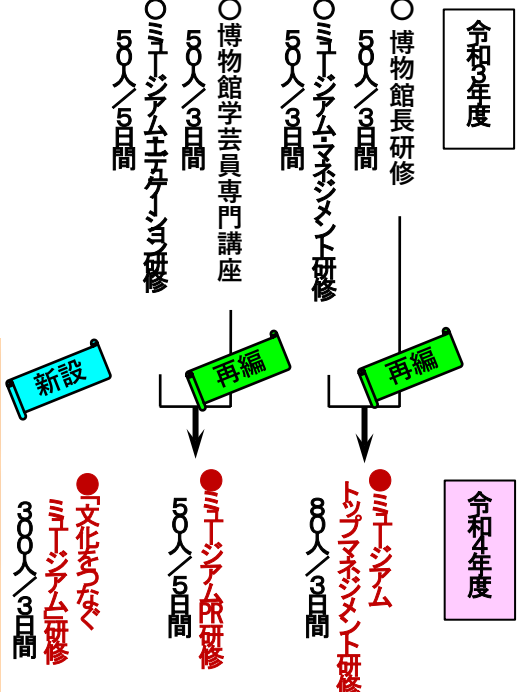
ミュージアムトップマネジメント研修

- ・開催: 9月27日(水)～29日(金) 3日間
- ・定員: 80人
- ・対象: ミュージアムの館長・管理職
- ・内容: 法改正対応、マネジメント、事業評価・改善、資金調達等を強化



ミュージアムPR研修

- ・開催: 令和6年2月予定
- ・定員: 50人
- ・対象: ミュージアムの学芸員等専門職員
- ・内容: 広報発信・地域交流、地域課題解決、デジタル化等に焦点



歴史民俗資料館等専門職員研修会

- ・定員: 50人/5日間×2カ年
- ・実施: 文化庁、国立歴史民俗博物館

保存担当学芸員研修

- ・定員: 30人/9日間
- ・実施: 東京文化財研究所

キュレーター研修

- ・定員: 若干名/受入館が承認した期間
- ・実施: 国立美術館

その他

- ・全国博物館長会議(文化庁)/対象: 博物館館長 期間: 1日間
- ・防災・防犯研修(文化庁)/対象: 教育委員会や博物館等の担当者 期間: 1日間
- ・学芸員研修会(全国美術館会議)/対象: 会員館職員、個人会員、賛助会員 期間: 1日間
- ・研究協議会(日本博物館協会)/対象: 博物館職員や博物館運営に関わる者 期間: 2日間

文化庁が実施

文化庁が実施

マネージメント職
ガバナンス職

オペレーション職

マネージメント職
ガバナンス職
オペレーション職

登録制度の広報・プロモーションについて (博物館法施行のフォローアップ)

令和4年度の博物館法改正について

- すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る制度へ
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者

審査：外形的な基準に基づき審査

法律上の目的を達成するために必要な

- ① 博物館資料があること
- ② 学芸員その他の職員を有すること
- ③ 建物及び土地があること
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること

学校法人、**株式会社**、**社福法人**等は対象外だった

活動の質や公益性の担保、向上につながらなかった

【博物館相当施設】

審査：外形的な基準に基づき審査

対象：設置者による限定なし

博物館類似施設

【新制度】 ※R5.4.1～施行

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

対象：設置者による要件を撤廃
(**国・独法以外の設置者はすべて対象**に)

審査：私立博物館は、**活動内容の質等について実質的に審査**

- ・設置者の経済的基礎・社会的信望
- ・資料の収集・保管・展示、調査研究の体制※
- ・学芸員等の職員の配置※
- ・事業を行うにふさわしい施設や設備※
- ・一年を通じて150日以上開館すること

(※は、**省令を参酌し各都道府県が基準を設定**)

【指定施設】

審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定

対象：設置者による限定なし

その他の施設

登録の意義と課題

博物館の登録や相当する施設の指定を受けるためには、都道府県等による審査が必要であり、これを通過した法律上の位置づけを持つ博物館・指定施設は、それ以外の施設と比べて、活動の充実度や公益性等が公的に担保されることとなる。

新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策が求められている。

博物館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

六 博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・設備の老朽化への対応も求められる中、従来担ってきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な役割を担う博物館の更なる振興を図るため、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たっては、社会教育法及び文化芸術基本法に基づき、博物館の多様性を尊重すること。

登録博物館・指定施設数

○制度別・種類別分類

(出典)令和3年度社会教育調査

	歴史	美術	科学	総合	植物園	野外	動物園	水族館	動植物園
登録博物館(911館)									
<設置主体> 地方公共団体又は地方独立行政法人、国及び独立行政法人を除く法人 <登録要件> 館長・学芸員の必置、年間150日以上の開館等 ※都道府県、指定都市教委による登録が必要	331	360	65	133	2	11	1	8	0
指定施設(394館)									
<設置主体> 制限なし <登録要件> 学芸員相当職の必置、年間100日以上の開館等 ※国又は都道府県、指定都市教委による指定が必要	145	97	35	24	9	7	35	35	7
法律外の施設(4,466館)									
<設置主体> 制限なし <登録要件> 制限なし	2,863	604	347	339	92	103	61	41	16
5,771館 (登録・指定の割合)	3,339 (14%)	1,061 (43%)	447 (22%)	496 (32%)	103 (11%)	121 (15%)	97 (37%)	84 (51%)	23 (30%)

登録博物館になることのメリットについてはこれまで、法制度・税制上・予算上の優遇措置を講じてきているところ。

■法制度上の措置

- 美術品国家補償制度：海外から貴重な美術品を借り受けて展覧会を行う場合、申請を受けて、一定の規模以上の損失を国が補償するもの
- 登録美術品制度：美術品の所有者が、美術館等と当該美術品の寄託公開契約を結ぶことにより、当該美術品に係る税制優遇を設けるもの
- 特定美術品制度：重要文化財の指定等を受けた美術品の所有者が、美術館等と長期寄託契約を結び、文化財保存活用計画の認定を受けることにより、当該美術品に係る税制優遇を設けるもの
- 希少野生動物種譲渡し規制：登録博物館又は指定施設における展示のために規制野生動植物種の譲渡しをする場合の事前の許可申請制を緩和

■税制上の措置

- 事業所税非課税：令和5年度税制改正により、会社立の登録博物館において事業所税が非課税

■予算上の措置

- Innovate MUSEUM事業：申請主体は、登録博物館・指定施設を原則とし、それ以外の施設においては、できるだけ早い時期に登録または指定を受けることを条件に採択している。

現状

現在登録済みの博物館においても、5年間の経過措置期間中に再登録が必要。これまで行ってきた博物館への働きかけは以下の通り

- ・ 博物法改正通知の発出
- ・ 全国博物館長会議・全国博物館大会、都道府県等の審査担当者に対する行政講座の実施
- ・ 文化をつなぐミュージアム研修で設置者等の自治体職員に対して説明・博物館総合サイトに改正趣旨をわかりやすく掲示
- ・ 都道府県向け登録に関する有識者リストの作成・提示
- ・ 各博物館等に対する相談対応・助言

—博物館総合サイト

- ・ 文化庁博物館総合サイトを令和4年12月に開設
- ・ 「登録館」「指定施設」の種別一覧リストを都道府県ごとに掲示
- ・ 博物館法改正趣旨等を掲載



①ロゴマークの活用

登録博物館及び指定施設のためのロゴマークの策定及び公表による広報強化

※ロゴマークを付与することにより、博物館等に公的な位置づけを有していることを証明。国民や海外観光客がより容易に認識でき、活動の充実度や公益性等が担保されていることを効果的に対外発信することが可能となることが期待される。

(参考例：フランスにおける “musée de France”)



musée de France

論点

①ロゴマークの発行に当たって使用者は登録博物館及び指定施設とするか、あるいはさらに条件を付けるか。

(たとえば入館無料デーの実施等の社会貢献活動)

②ロゴマーク活用にどのような付加価値をつけることが考えられるか。

(たとえばマップの作成、プレートの掲示、予算優先配分など)

“Musée de France”のロゴについて

【ロゴ作成の経緯】

- 2002年に成立した法律により、国が公益的にコレクションを保存・展示する博物館として承認した博物館に“Musée de France”という呼称を与える制度が2003年から施行。

【Musée de Franceの要件】

- コレクションの保存、復元、研究、収集を行い、それらを一般に公開すること。
- 国の文化部門職員（キュレーター、保全アタッシェ）によって指示を受けること。
- 独自の、または他の博物館とのネットワークの中の教育サービスを有すること。
- コレクションの最新の目録を維持すること。
- 主な方向性を定めた科学的・文化的プロジェクトを明記すること。

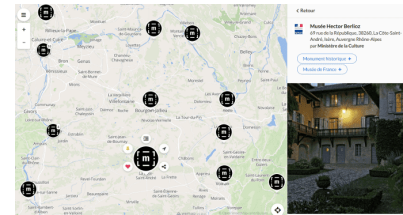
【ロゴの活用方法】

- ① フランス政府が全国のフランス博物館をロゴを配してプロットした地図を提供
- ② 道路に設置する博物館の案内標識としてロゴを使用することができる
- ③ 博物館の建物や出版物、ポスターにロゴを掲示することができる
- ④ 国からの補助金や税制優遇

（参考：ICOM事務局職員（仏人）への聞き取り）

- ロゴは広く使われている。
- 使われ方としては、館の入り口、道路上の博物館案内標識の博物館名の横、出版物等が中心。
- 政府が認可した博物館のロゴとして浸透しており、ロゴを使える博物館のクオリティの証拠として利用者は認識する。

元オルセーの職員(邦人)によると、パリ市内より地方での使用が多い印象とのこと



フランス文化省HP
“Musée de France”マップ



サン・ブリュヌ美術歴史博物館
館の前の看板



ドウアルヌネ港博物館
路上の案内版



プティ・パレ
(パリ市立美術館
)
前のポスター

②キャンペーンの実施

一 博物館無料開放デー

5月18日の国際博物館の日や11月3日の文化の日など、全国の博物館が無料開放の日として国民が博物館に親しむための機運を我が国全体で醸成していくための日を設け、各自治体や博物館等に協力を求めていく。

(参考)

- ・日本博物館協会では、ポスターの作成、国際博物館の日を中心とした無料入館・記念事業の実施、専門家による講演や大学院生との対談などの記念シンポジウム開催などを企画
- ・関西圏（2府8県4政令市）では、「関西文化の日」と題し、関西一円の博物館等の文化施設において、文化の日がある11月（令和5年度は11/18～19中心）、無料開放（原則常設展）のイベントあり。今年で21回目を数え、関西では秋の恒例イベント。（主催：関西広域連合、関西観光本部、関西元気文化圏推進協議会）

③その他考えられる方策(ファンドの創設)

設置者や民間企業（金融機関等）が出資を募り、その運用益を博物館振興団体もしくは公益性の特に高い登録博物館などに予算を分配する仕組みの導入
（令和5年度には、社会貢献型ファンドでアートカウンスル機能を有する博物館振興団体の運営資金を支援する仕組みの導入について調査研究予定）

以下、参考

登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例

美術品補償制度

美術品の評価額及び保険料率の高騰により、展覧会主催者における損害保険料の負担を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償**する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分（50億円までと1千億円以上）は主催者が負担し、950億円を補償上限としてを国が補償する。



【補償対象の展覧会の例】
ゴッホ展—響きあう魂
(令和3年9月18日
～令和3年12月12日)

登録美術品制度

個人や法人が所有する重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品（含現代美術）を美術館等に寄託し、国に登録した上で公開を促進する制度。**登録博物館及び指定施設が寄託及び公開館となる**ことができる。登録美術品は、所有者に相続が発生した場合、他の動産とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能となる。



【登録美術品の例】
登録番号2: 花鳥文様象耳付
大花瓶(金森宗七 制作)
公開館: 東京国立近代美術館
(国立工芸館)

特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び指定施設からなる寄託先美術館へ寄託**していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した**寄託相続人は**、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき**相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。（寄託され続けている限りは、猶予は継続。）

希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は指定施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除**され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能。

著作物の複製等

登録博物館及び指定施設は、図書館と同様に、**その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製**することができる。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

博物館に係る地方税の優遇措置の状況



優遇措置のある税目	登録					指定施設
	公立	私立				
		公益法人	宗教法人	一般社団・財団法人	民間の会社など※	
法人住民税の非課税	—	○				
固定資産税の非課税	—	○	○			
都市計画税の非課税	—	○	○			
不動産取得税の非課税	—	○	○			
事業所税の非課税 東京都・政令指定都市・人口30万以上の市など(合計77団体)	—	○	○	○	◎ 資産割 →600円/㎡ 従業者割→給与総額の0.25%	

○は優遇措置が継続される法人。◎は今回拡充部分。—はそもそも公立なので非課税。

※学校法人等の場合は、別に、保有する固定資産等に対して非課税措置。

内容

博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)による、新たな登録制度の見直し(令和5年4月施行)を踏まえ、博物館に期待される新たな役割が確実に果たされるよう、

- ・ これまで認められていた登録博物館に対する地方税法上の優遇措置を継続するとともに、
- ・ **民間の会社などが設置する登録博物館に対する事業所税の優遇措置を拡充。**

【事業所税の優遇措置の拡充について】

- 現行制度上の登録博物館が、公益性を有する施設として、設置主体を限定されずに事業所税の用途非課税の対象とされていることに鑑み、法改正による **新たな登録基準を満たした民間の会社などが設置する登録博物館（一般・公益法人、宗教法人以外の博物館）について、対象範囲を拡大**（地方税法第701条の34第3項第3号）

（事業所税の概要）

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行うものに対して課する目的税

- ・対象：事業所床面積（資産割）＋従業者給与総額（従業者割）
- ・東京都・政令指定都市・人口30万以上の市など（合計77団体）
- ・税率：事業所床面積 600円/㎡ 従業者給与総額の0.25%

背景・現状

- ・ 民間企業等により設置される博物館が増加
- ・ 改正博物館法では、いかなる法人が設置した博物館であっても、公的な使命を果たす登録博物館となりうることを規定
- ・ 改正法の趣旨を踏まえ、設置主体によらず、博物館法の本来の目的・使命に基づき、多様な博物館資源への国民のアクセス向上や、安定的運営の確保、学芸員の配置による質の向上を図る。

目標・効果

- 新たな登録基準を満たした博物館の税負担を軽減することにより、
- ・ 国民の博物館資源へのアクセス向上
 - ・ 設置主体によらない博物館の安定的な運営
 - ・ 民間の会社が基準を満たそうと努力することによる博物館の質の向上
- 等の効果が生じ、国民の教育、学術及び文化の振興に資することが期待

博物館関連支援予算(令和5年度予算額)一覧

1. 博物館機能強化推進事業 439百万円

① Innovate MUSEUM 事業 344百万円

・ Museum DXの推進(新規)

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

・ 特色ある博物館の取組支援

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等)への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

② 新制度におけるミュージアム応援事業 95百万円

博物館法の改正を踏まえ、(1)新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、(2)博物館活動の質を高めるための体制整備、(3)博物館人材育成・質の向上に資する研修等について実施。

2. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業 1,875百万円

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の実施等のための事業について支援。

3. アートエコシステム基盤形成促進事業 46百万円

美術品の管理適正化のためのシステム開発事業 22百万円

市場に流通する美術品等の取引履歴(トレーサビリティ)の確保や、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化を図る。

4. 地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援 2,306百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財の地方博物館での展覧会を支援(日本博予算の一部を活用)。
※旅客税財源を活用

5. 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開 8百万円

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催するための費用(作品輸送、保険、リーフレット印刷)等を支援。

6. 被災ミュージアム再興事業 210百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

7. 国立アイヌ民族博物館の運営等 1,624百万円

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館(ウポポイ)の管理運営費を計上。年間来場者数100万人の達成を目標。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

8. 国立文化施設の機能強化・整備 20,556百万円の内数

独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 2,840百万円

独立行政法人国立美術館運営費交付金 7,739百万円

独立行政法人国立美術館施設整備費 400百万円

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金 9,577百万円の内数

■ 予算上の措置

博物館機能強化推進事業（Innovate MUSEUM事業）については、原則、登録博物館や指定施設を対象としている。

令和5年度文化芸術振興費補助金 Innovate MUSEUM事業 募集案内（令和5年2月）

2. 補助事業者 補助事業者は、博物館（博物館法（昭和26年法律285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設及びその他文化庁長官が認める施設）を含む実行委員会等とします。

1. 事業の目的

改正博物館法の趣旨を体現するため、博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。また、博物館が社会や地域における様々な課題に対する解決への取組を支援することで、博物館の機能強化の推進を図る。

2. 審査結果

令和5年度採択状況	MuseumDX(博物館DX)事業	地域課題対応支援事業	ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業
応募数	7件	36件	12件
申請総額	約2.4億円	約1.4億円	約2億円
採択	<u>4件(採択額:約1.2億円)</u>	<u>23件(採択額:約0.9億円)</u>	<u>6件(採択額:約0.9億円)</u>

背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。 ※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業

① Museum DXの推進（新規）令和5年度予算額案：100百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信及び、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：5件 × 20百万円
- 事業期間：令和5年度～

② 特色ある博物館の取組支援 令和5年度予算額案：200百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

- 件数・単価：①単館型 25件 × 4百万円
- ②ネットワーク型 5件 × 20百万円

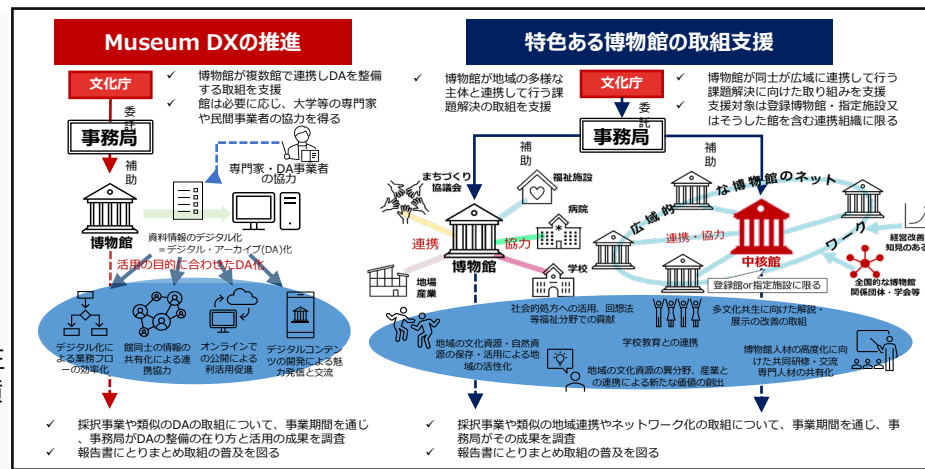
- 事業期間：令和4年度～
- ※令和4年度事業で支援を受けた課題についても、事業成果を審査の上で継続を認める

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業

博物館法の改正を踏まえて、①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備、③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証等）
- ②博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×18百万円（新制度に伴う相談業務等）
- ③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 50百万円（学芸員の在外派遣、海外キュレーターの招へい方策の検討等）

事業期間：令和4年度～



令和 5 年度博物館部会スケジュール案

令和 5 年 8 月 25 日 博物館部会（第 1 回）

主な議題

- (1) 部会長の選任等
- (2) 学芸員の在り方について
- (3) 登録制度の広報・プロモーションについて

令和 5 年 10 月～11 月 博物館部会（第 2 回）

主な議題

- (1) 学芸員の在り方について
- (2) 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて

令和 6 年 1 月～2 月 博物館部会（第 3 回）

主な議題

- (1) 登録博物館・指定施設数の把握と新登録制度の実施に関する課題について
- (2) 学芸員の在り方について
- (3) 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて
- (4) その他